



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合については、ハローワークで受付出来なくなります。

マイナンバーは雇用保険の各種申請・届出を行う際の様式において記載が必要な事項として厚生労働省令で定められたものです。記載がない場合はこれに反することとなります。

*マイナンバーが必要な届出等は以下の通りです。

◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請書（初回）
- ④ 育児休業給付支給申請（初回）
- ⑤ 介護休業給付支給申請書

◆個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

（ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合）

- ⑥ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑦ 雇用継続交流採用終了届
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請書（2回目以降）
- ⑨ 育児休業給付支給申請書（2回目以降）

◆既にハローワークにマイナンバーを届けている場合について◆

個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載頂くこととなりますが、すでにその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載頂き、記載を省略することが出来ます。

***従業員の方からマイナンバーを取得する際は、事業所において本人確認が必要です**

社会保険手続きもマイナンバーでの手続きが可能になります

平成30年3月5日から、厚生年金保険および国民年金第3号被保険者手続きが、基礎年金番号だけでなく、マイナンバーで行うことが可能になり、手続きの選択肢が増えます。従来は、従業員を採用した場合、年金手帳の提出を求め、基礎年金番号により資格取得届を提出していましたが、今後はマイナンバーでの提出が可能となります。

- ◆20歳未満等で基礎年金番号をお持ちでない方は、マイナンバーを記入してください。
- ◆被保険者のマイナンバーが変更された場合は、日本年金機構への届出が必要です。
- ◆資格取得届にマイナンバーを記載いただくことで、住所の記載を省略できます。
- ◆マイナンバーと基礎年金番号が結び付いている厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者については、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報が更新されます。そのため、事業主からの住所変更届等の提出が原則として不要となります。

事務所からのお願い

この度雇用保険・社会保険手続きにマイナンバーの届出が必要となり、当事務所と特定個人情報取扱い契約を結んでいただく必要があります。

この契約に同意いただけない場合は、届出の都度、申請書にお客様の方でマイナンバーを記載して頂くようになります。契約の内容については、当事務所の担当者がお伺いし説明させていただきます。

*すでに特定個人情報取扱い契約を結ばれている事業所は、手続き不要です。

平成30年4月1日より 子ども・子育て拠出金の率が変わりました

平成30年3月までの率

1000分の2.3



平成30年4月1日からの率

1000分の2.9

「子ども・子育て拠出金」とは、子育て支援のために充てられる税金のことです。この拠出金は会社や事業主が、従業員の厚生年金を納めるときに、一緒に徴収されます。従業員は子ども・子育て拠出金を納付する必要はなく、その従業員を雇っている会社や個人事業主が全額これを納付することになっています。

*今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。